

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 収納事務の委託【若松区役所総務企画課】2
- 徴収事務の委託【子ども家庭局子育て支援部青少年課】3
- 市営住宅の名称及び位置の変更【建築都市局住宅部住宅管理課】4

◇ 公 告

- 北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】5

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】6

北九州市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、若戸大橋無料化ノベルティ吉田初三郎リーフレットの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和3年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般財団法人北九州市 母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町 1番6号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
中央興産株式会社	北九州市若松区浜町一 丁目19番9号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

北九州市告示第167号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立玄海青年の家、北九州市立もじ少年自然の家、北九州市立かぐめよし少年自然の家及び北九州市立ユースステーションにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立 玄海青年の 家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体 代表者 太平ビルサービス 株式会社北九州支 店 取締役支店長 宮 弘之	北九州市小倉北区堺 町一丁目6番15号	令和3年4月 1日から令和 4年3月31 日まで
北九州市立 もじ少年自 然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体 代表者 太平ビルサービス 株式会社北九州支 店 取締役支店長 宮 弘之	北九州市小倉北区堺 町一丁目6番15号	
北九州市立 かぐめよし 少年自然の 家	玄海グリーン&アドベンチャー共同 企業体 代表者 太平ビルサービス 株式会社北九州支 店 取締役支店長 宮 弘之	北九州市小倉北区堺 町一丁目6番15号	
北九州市立 ユースステ ーション	ユースの未来共同 事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東 田二丁目5番7号	

北九州市告示第168号

次のとおり市営住宅の名称及び位置を変更したので、北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第3条の規定により告示する。

令和3年4月22日

北九州市長 北 橋 健 治

	名称	位置
変更前	葛原東第二団地	北九州市小倉南区葛原東六丁目5番
変更後	葛原東第一団地	北九州市小倉南区葛原東六丁目5番1号

北九州市公告第 279 号

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 7 第 1 項の規定により意見を求められた北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から、環境影響評価方法書以降の環境配慮手続に向けた留意事項に関する意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号）第 34 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

本事業の実施に伴い、航空機便数及び貨物の陸上輸送の増加による大気質や騒音などへの影響が懸念される。また、事業実施想定区域及びその周辺では、国内希少種に指定されているチュウヒの存在が確認されているなど、鳥類をはじめとした動物、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、今後の環境影響評価の実施に当たっては、航空需要の予測を踏まえた事業計画を策定するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、適切な環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価手法を選定し、本事業による環境影響の回避又は低減に努めること。

北九州市交通局管理規程第4号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月22日

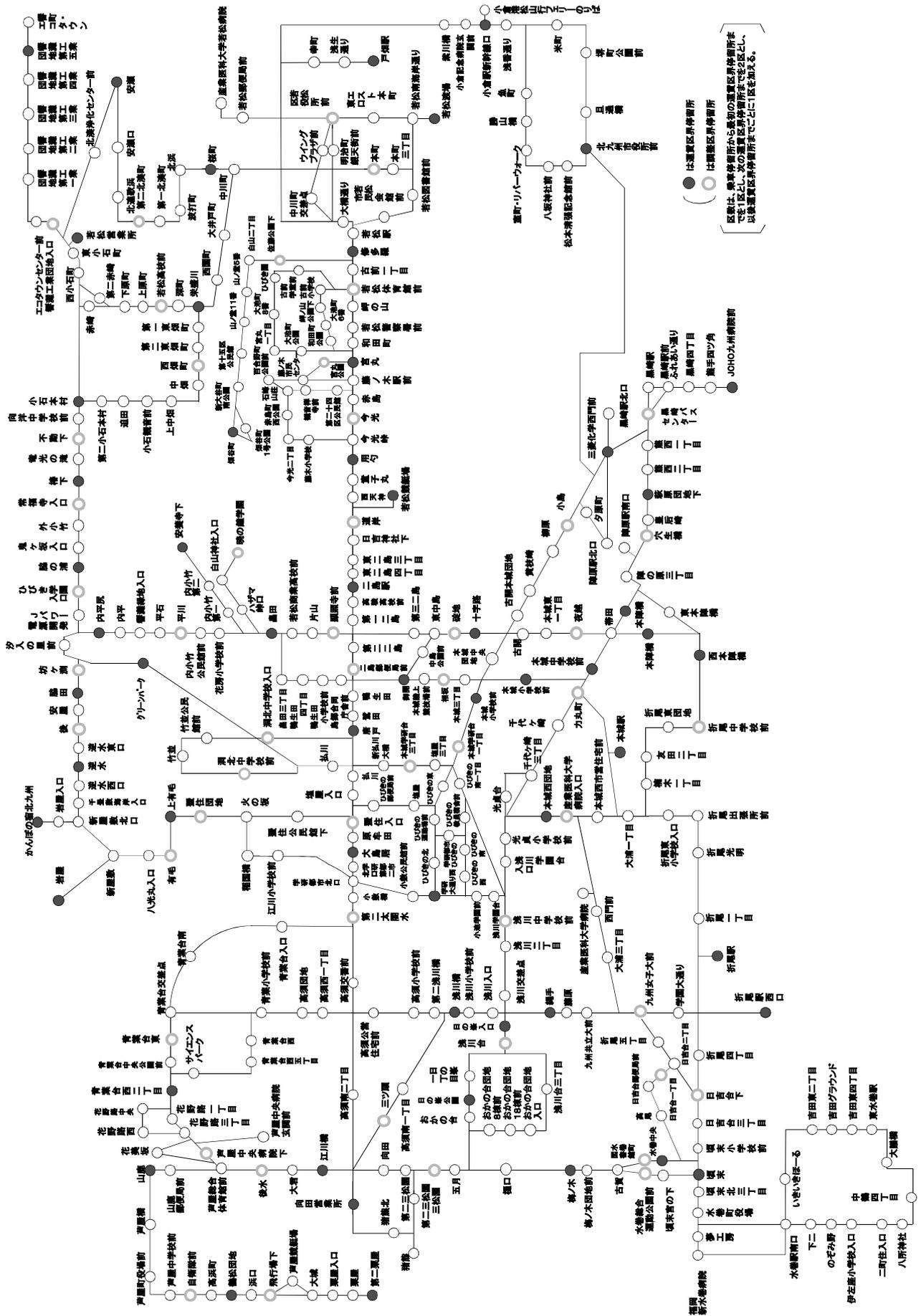
北九州市交通局長 福本 啓 二

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

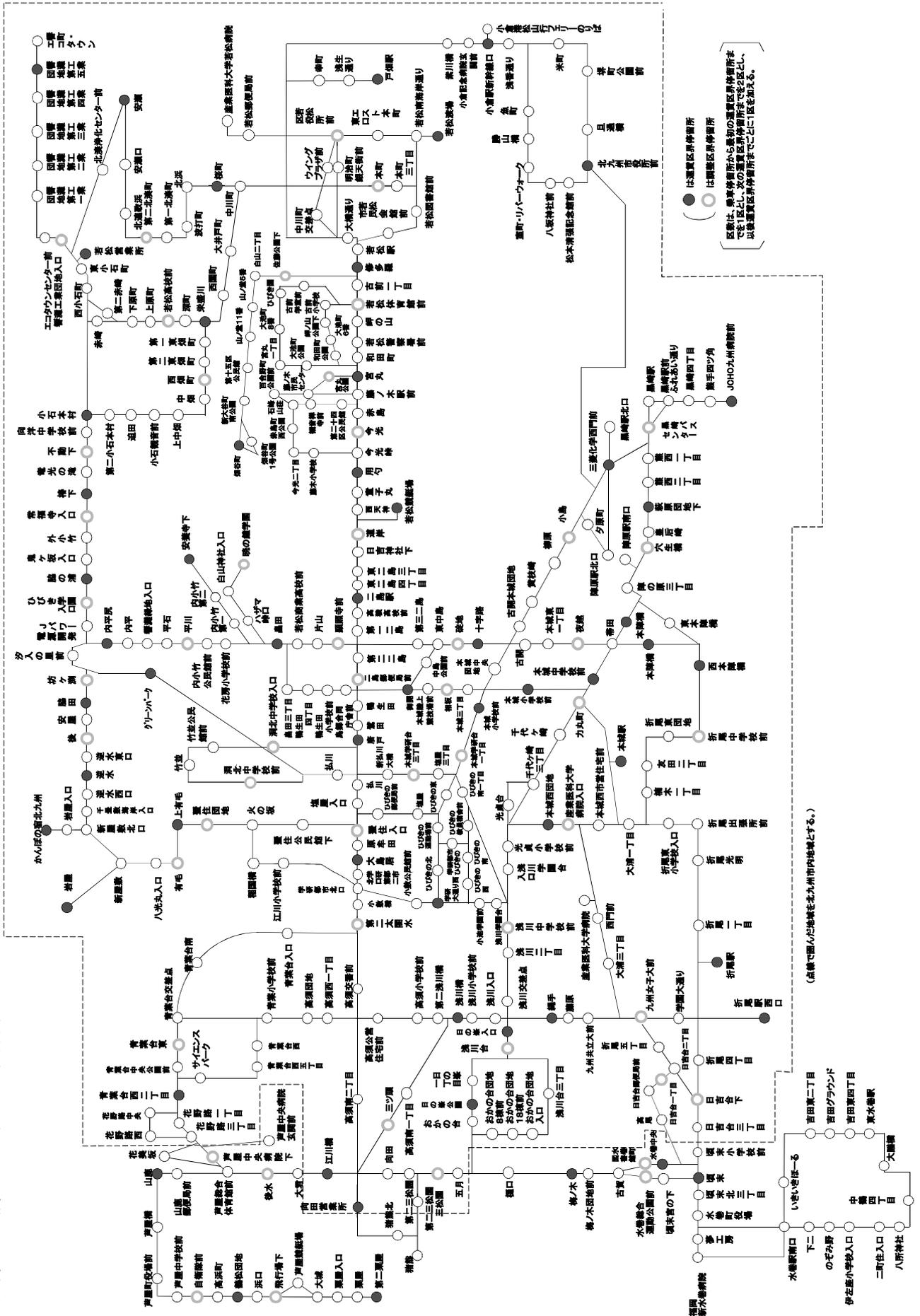
別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)



別表第3及び別表第3の2を次のように改める。

別表第3 (第14条の2関係)



付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にこの規程による改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程による改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発売されたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行前に旧規程の規定により発売された乗車券の取扱いに関しては、別に管理者が定める。